

レセ電通信調 24003 号  
平成 24 年 4 月 17 日

レセプト電算処理システム関係メーカー等 各位

支 払 基 金 シ ス テ ム 部  
国保中央会レセプト電算部

記録条件仕様の厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）  
への掲載について

このことにつきましては、平成 24 年 4 月診療報酬改定等に伴い、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」（調剤用）及び「オンラインによる一次請求返戻ファイル及び再審査等返戻ファイル並びに再請求ファイルに係る記録条件仕様」（調剤用）が改正され、本日、厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）に掲載されましたのでご連絡します。

なお、変更点については別紙 1 及び別紙 2 のとおりです。

「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」の一部改正について

別添 1 - 4 オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（調剤用）

1 第1章の3の(4)のイ レセプト共通レコードに

「

一部負担金区分	数字	1	可変	1 一部負担金額について、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付を受けている者の場合は、一部負担金区分コード（別表8）を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
---------	----	---	----	--	--

」

を追加する。

2 第1章の3の(4)のウの(ア) 保険者レコード中

「

一部負担金	数字	8	可変	1 広域連合長から一部負担金の減額を受けた者の場合は、減額後の一部負担金を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁数までの記録としても差し支えない。 3 その他の場合は、記録を省略する。	
-------	----	---	----	--	--

」

を

「

一部負担金	数字	8	可変	1 広域連合長から一部負担金の減額を受けた者の場合は、減額後の一部負担金を記録する。 2 高額療養費を現物給付された者の場合は、支払いを受けた一部負担金を記録する。 3 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁数までの記録としても差し支えない。 4 その他の場合は、記録を省略する。	
-------	----	---	----	---	--

」

に改める。

3 第1章の3の(4)のウの(イ) 公費レコードに

「

公費給付対象 一部負担金	数字	6	可変	<p>1 医療保険と公費負担医療併用又は後期高齢者医療と公費負担医療併用であって、一部負担金相当額を公費負担医療が給付する場合において、当該一部負担金相当額の一部を公費負担医療が給付するときは、公費負担医療に係る給付対象額を記録する。</p> <p>2 有効桁数が6桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。</p> <p>3 その他の場合は、記録を省略する。</p>	
-----------------	----	---	----	--	--

」

を追加する。

4 別表 各種コードに関する事項に

「

別表8 一部負担金区分コード

コード名	コード	内容
一部負担金区分コード	1	<p>一部負担金額について、限度額適用・標準負担額減額認定証又は低所得者世帯の特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾患医療受診券（適用区分がC又は）の交付を受けている者</p> <p>・低所得者</p>
	3	<p>一部負担金額について、限度額適用・標準負担額減額認定証又は低所得者世帯の特定疾患医療受給者証（適用区分が）の交付を受けている者</p> <p>・低所得者</p>

」

を追加し、以降の別表番号を変更する。

「オンラインによる一次請求返戻ファイル及び再審査等返戻ファイル並びに再請求ファイルに係る記録条件仕様（調剤用）」の変更

頁	変更点
1	<p>第 1 章 請求、返戻及び再請求に係る基本事項</p> <p>1 ファイル形態</p> <p>(3) 審査支払機関から保険医療機関への再審査等返戻 ～ 略 ～ おって、一次請求記録条件仕様の改正に伴う請求データの取扱いは、一次請求記録条件仕様の施行後の翌月に返戻する再審査等返戻レセプトから適用する。</p> <p>(4) 保険医療機関から審査支払機関への返戻分の再請求 ～ 略 ～ ただし、異なる審査支払機関及び異なる保険者等に再請求する場合は、一次請求分の請求ファイルを作成して請求する。 なお、当該ファイルについては、第 1 章 - 1 - ( 1 ) の請求ファイルに含めて記録することが可能である。</p>
19	<p>第 2 章 一次請求返戻ファイルに係る記録条件仕様</p> <p>4 一次請求返戻ファイル</p> <p>(2) 各種レコードの記録要領に関する事項</p> <p>エ 履歴管理ブロック</p> <p>(ア) 請求決定データ 「審査運用レコード」</p> <p>d 審査運用データ 審査運用レコード</p> <p>注 2 <del>審査支払機関使用欄の記録内容が最大バイト（1000バイト）を超える場合、審査運用（EX）レコードは複数レコードに記録し、審査支払機関使用欄のみの記録とする場合がある。</del> なお、審査支払機関使用欄のみに記録された場合、枝番号の 1 の位に「1」を記録する。</p>

52	別表5 返戻区分コード			
	コード名	コード	内 容	
	返戻区分コード	7	再審査等請求における <b>突合再審査調剤審査</b> の返戻	
54	別表8 理由番号コード 社会保険診療報酬支払基金			
	コード名	コード	原票種別	
	理由番号コード	100049	診療内容	<b>突合再調剤</b> 審査の再審査（調剤レセプト）
		100069	事務上	<b>突合再調剤</b> 審査の再審査（医科・歯科レセプト）
		100080	<b>突合再調剤</b> 審査	<b>突合再調剤</b> 審査（調剤レセプト）
100090		<b>突合再調剤</b> 審査（医科・歯科レセプト）		
別表14 審査結果コード 社会保険診療報酬支払基金				
56	コード名	コード	内 容	
	審査結果コード	107	請求どおり	
		108	<b>突合再審査調剤審査</b>	査定
109		返戻		

別表16 再審査等返戻事由コード  
 社会保険診療報酬支払基金

58

コード名	コード	原票種別	内 容
再審査等返戻事由コード	S1049	診療内容 ・ 事務上	突合再調剤審査の再審査
	S1080	突合再調剤 審査	突合再調剤審査